

企画競争説明書

業務名称：ブルキナファソ国 農業・農村開発政策アドバイザー
業務フェーズ2

調達管理番号：20a00079

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」
とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年9月2日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年9月2日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ブルキナファソ国農業・農村開発政策アドバイザー業務フェーズ2
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - () 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、ただし、見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。
 - (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引とします。見積書においても、消費税を加算せずに積算してください。
- (4) 契約履行期間（予定）：2021年1月 ～ 2023年1月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限：

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

【契約第一課 角河 佳江 Kakugawa.Yoshie@jica.go.jp】

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

経済開発部 農業・農村開発第二グループ第五チーム

5 競争参加資格

（1）消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場

合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま
す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作
成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の
対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反
が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企
業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

なお、本案件について特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の
者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定
する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認する
ことがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成
し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者
印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めま
せん。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いた
だく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格
要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2020年9月11日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則として
お断りしています。

(3) 回答方法：2020年 9月17日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年9月25日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出を原則とします。

上記（１）の提出期限日の４営業日前から１営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」を参照願います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

（３）提出先・場所：

当機構調達・派遣業務部より送付された格納先URL

（４）提出書類：プロポーザル及び見積書

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- １）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- ２）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき
- ３）虚偽の内容が記載されているとき
- ４）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- １）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ２）以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- ３）外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨（XOF）1 = 0.18875 円
 - b) US\$ 1 = 105.013 円
 - c) EUR 1 = 123.448 円
- ４）その他留意事項
 - a) 本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」（2020年4月）の「表４：紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

８ プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガ

イドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／農業政策
 - b) マルチセクター連携／事業モニタリング
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 16 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格)／最低見積価格×100(%)

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

最低価格との差(%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年10月12日（月）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトにて公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎた申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1 1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：農業・農村開発にかかる各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間、現地との人の往来は難しいということも考えますので、渡航が2月以降になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者の配置)の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／農業政策

➤ マルチセクター連携／事業モニタリング

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者／農業政策)】

a) 類似業務経験の分野：農業政策の策定支援にかかる各種業務

b) 対象国又は同類似地域：フランス語圏アフリカ地域

c) 語学能力：仏語

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 マルチセクター連携／事業モニタリング】

a) 類似業務経験の分野：マルチセクター連携及び事業モニタリングにかかる各種業務

- b) 対象国又は同類似地域：フランス語圏アフリカ地域
- c) 語学能力：仏語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.0)
(1) 類似業務の経験	6.0
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.0
2. 業務の実施方針等	(30.0)
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.0
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.0
(3) 要員計画等の妥当性	4.0
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.0)
(1) 業務主任者の経験・能力	
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／農業政策</u>	(40.0)
ア) 類似業務の経験	16.0
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.0
ウ) 語学力	6.0
エ) 業務主任者等としての経験	8.0
オ) その他学位、資格等	6.0
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>マルチセクター連携／事業モニタリング</u>	(20.0)
ア) 類似業務の経験	10.0
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.0
ウ) 語学力	4.0
エ) その他学位、資格等	4.0

第3 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 業務の背景

ブルキナファソ国は、国土面積 274,200km²（日本の約7割）、人口19百万人（2017年）を有する西アフリカの内陸国である。就労人口の82%¹が農業に従事しており、農業生産がGDPに占める割合は29%²であること、また、食料安全保障や貧困削減の観点からも同国開発における農業セクター開発、中でも農業生産性向上は重要事項の一つである。

2016年7月に採択された「国家社会経済開発計画（PNDES）2016-2020」では、①制度・行政の近代化、②人的資本の開発、③富と雇用を創出するあらゆるセクターの再活性化を優先課題と、②、③に係る最も重要なセクターとして農業開発を掲げている。また、農業・農村開発分野の実行計画書である「第2次農村開発国家計画（PNSRⅡ）2016-2020」においては、重要な柱として、①穀物需要に対応する生産性の向上、②食料及び栄養における脆弱層への支援、③コメ生産を中心とする灌漑施設整備の拡充による農業生産の向上と園芸作物による収入向上が含まれ、農業セクターを持続的な経済成長の原動力として成長させ、全ての国民が健康的かつ活力のある生活を過ごすため食糧へのアクセスを確保することを目標としている。

他方、ブルキナファソの農業は天水農業が主であり、サヘル地域の厳しい気候下にあるため、降雨量等の気象条件に大きく左右される。また、農業投入財も限定的で、このため低い生産性に留まっている。

我が国は2018年8月に国別開発協力方針を策定し、PNDESの優先課題を踏まえて重点分野（1）として「農業開発」を定め、農業生産物の多様化、高付加価値化等により農業従事者の所得の安定及び向上を図り、経済成長の加速化を支援することとしている。また、「アフリカ稲作振興のための共同体（Coalition for African Rice Development、以下「CARD」）による稲作支援等を実施し、また食糧安全保障を促進するとともに、「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（Initiative for Food and Nutrition Security in Africa、以下「IFNA」）」による栄養改善に取り組むことも方針に盛り込んでいる。このようなブルキナファソ国の政策、及び我が国の国別開発協力方針に沿って、JICAは以下の支援活動を実施している。

（1）農業・農村開発政策アドバイザー

2005年9月より2020年12月まで、前任となる本アドバイザーを派遣し、ブルキナファソ政府及び開発パートナーとの関係構築・強化と基礎情報の収集、以下の各JICAプロジェクトの運営委員会においてプロジェクトの円滑な推進のための専門的な助言を行ってきた。加えて、農業・農村開発及びその関連セクターにおける課題分析を行い、要すれば基礎調査を行い同時にC/Pとの協業を通じた技術移転を実施してきた。

¹ Ministère de l'agriculture, de l'agroalimentaire et de la forêt - Politiques agricoles à travers le monde - Fiche pays - Burkina Faso、2015年

² 世界銀行、2018

特に、複数省庁を跨ぐ案件形成に向けたマルチセクター連携においては、省庁間の調整及び行政官の調整能力強化に貢献してきた。

(2) 農業生産物の多様化、高付加価値化のための協力

2013年から2015年まで「市場志向型農産品振興マスタープラン策定プロジェクト(PAPAOM)」を実施し、国内、域内、国際市場で流通している産品としてマンゴー、いちご、玉ねぎ、大豆の4品を選定し、各農産品振興にかかるマスタープランの策定を支援した。また、その結果を受け2017年9月から2019年1月まで「大豆バリューチェーン強化」専門家を派遣し、大豆生産者の組織化を通じた大豆振興を支援した他、民間連携事業として、2018年より不二製油株式会社と「栄養改善及び女性の収入向上のための大豆食品バリューチェーン構築ビジネス(SDGsビジネス)調査」を実施している。また、2014年10月より「ゴマ生産支援プロジェクト」を実施中であり、ゴマの生産性の改善やゴマ関係者のマーケティング能力の改善などを通じ、対象農家のゴマの生産性と収入の改善、農民間普及のための能力向上を支援している。さらに、2015年より計15名の農業・農業水利整備省関係者が、JICA が本邦で実施している「アフリカ地域市場志向型農業振興(Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion、以下「SHEP」)」研修に参加しており、この研修生を中心にSHEPアプローチの実践が試みられている。2020年度以降もこうした研修員による帰国後の活動支援を通じた園芸農家の所得向上に向けた取組が期待されている。なお、園芸栽培分野のみならず他案件におけるSHEPアプローチの活用が予定されている。尚、アフリカ政府関係者、開発パートナー、民間企業等の出席の下開催された2019年8月のTICAD7のサイドイベント³(国際農業開発基金(IFAD)共催)においては、出席者連名にて2030年までに100万人の小規模農家がより良い暮らしを実現できるようSHEPを活用して取り組むことが宣言されている。

(3) 灌漑区等の戦略的な整備・活用への協力

ブルキナファソは、サヘル地域の厳しい気候の下、不安定で少ない雨水をいかに活用していくかが農業開発にとって重要であるため、全国に点在する湿地の農業への活用の可能性を調査する目的でJICAは2017年から2019年2月まで「全国低湿地開発計画策定プロジェクト」を実施した。また、ブルキナファソはCARDの対象国として、国別稲作開発戦略(National Rice Development Strategy、以下「NRDS」)を策定するなど稲作振興に積極的に取り組んでおり、低湿地でのコメ栽培及びコメ増産が期待されている。なお、現在CARDフェーズ2の取り組みが2019年1月より開始されており、ブルキナファソは引き続き対象国の1つである。一方で既存の設備として1970年代より2016年までに開発された灌漑区があり、ただし今後の老朽化が見込まれている。このため、今般改修計画策定に向けた能力強化を中心とした技術協力が要請された。2020年度には詳細策定調査を予定している。

(4) 農業を通じた栄養改善への貢献

ブルキナファソ政府は、国民の栄養改善への取り組みに積極的であり、複数の省庁

³ TICAD VII SHEPアプローチサイドイベント：「SHEPを通じた小規模農家100万人のより良い暮らしを目指す共同宣言」(2019年8月29日)
https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/shep/about/ku57pq000021x8xf-att/declaration_jp.pdf

の政策に栄養改善への貢献を目指す計画が記されている。特に、農業・農業水利整備省は、農業は経済成長及び食糧安全・栄養保障の確保のための重要産業であると位置づけしており、「農村開発国家計画2（PNSR2）2016-2020」、「国産作物の消費推進のための国家戦略（2019-2023）」などの政策の中で、農業による経済基盤確立とそれを通じた栄養改善への貢献を計画している。

さらに、2020年1月22日には、Christian Kabore大統領が、農業・農業水利整備省をリード機関に指名し「学校給食を通し、学齢期の子どもが、少なくとも1日1食のバランスの取れた食事を確実に摂取できるようにする」というイニシアチブを発令した。ここでは、農業、教育、保健分野に係る複数の省庁が連携・協働することが求められており、関係省庁の栄養改善への関心は、従来にも増して非常に高まっている。

このような状況下、2021年1月頃から、技術協力「農業を通じた栄養改善プロジェクト」を開始予定である。当案件の主実施機関は農業・農業水利整備省であるが、副実施機関として国民教育・識字・国語推進省、保健省が参画することで各省庁が合意しており、これら3省庁の連携を促進することで、対象地域の栄養改善のための行動変容と、その他必要な対策が実現されることを目指し5年間の計画を実施する。

（5）農業生産性向上に向けた施肥栽培促進に関する協力

農業生産性の向上には肥料をはじめとする一定の農業資材の利用が不可欠であるが、化学肥料の輸入価格が極めて高いため、無施肥での栽培が一般的である。ブルキナファソは豊富な在来リン鉱石資源を有しているため、ブルキナファソは豊富な在来リン鉱石資源を有しており、それを原料にリン肥料を国産化し、農家へ安価で提供することができれば、農業生産性の向上による農家の所得向上が期待できる。こうした背景より、2017年より「ブルキナファソ産リン鉱石を用いた施肥栽培促進モデル構築プロジェクト⁴」を実施している。本事業は、ブルキナファソの在来リン鉱石を活用した施肥栽培促進モデル（肥料製造法、施肥法、直接施用法、普及可能性）の構築とその活用を目的とし、ブルキナファソ高等教育・科学技術・革新省傘下の環境農業研究所を共同研究機関として進められている。

本案件では、上記のような背景の下、既存案件の推進をモニタリングし、農業・農村開発にかかる計画立案、協力プロジェクトの実施調整、事業評価等に関するアドバイスを、農業・農業水利整備省に行い、同省の政策策定能力及び業務実施体制強化を継続的に支援するものである。

2. 業務の概要

（1）業務名

ブルキナファソ国農業・農村開発政策アドバイザー業務フェーズ2

（2）上位目標

包括的且つ強靱な高度成長を推進するため、農業プログラム／プロジェクトにおける農業・農業水利整備省の能力を強化する。

（3）期待される成果

① ブルキナファソの農業政策強化に資する日本の協力実施が促進される

⁴ 本事業は代表研究機関 JIRCAS（国立研究開発法人 国際農林水産業研究センター）による、地球規模課題対応国際科学技術プログラム（SATREPS）案件として実施中。
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_1600586_1_s.pdf

- ブルキナファソの農業政策が強化される
- ブルキナファソの農業政策に沿った日本の協力方針が検討される
- 日本の技術・資金協力プロジェクト／プログラムがブルキナファソ側のオーナーシップを尊重しつつ、効果的且つ効率的に策定・実施される
- 農業生産性向上に関する日本の民間セクターとの協力関係が強化される
- ② 農業・農業水利整備省の能力が強化される
 - 農業・農業水利整備省の職員の農業生産分野における能力が向上する
 - 農業・農業水利整備省の手順に従い、技術・資金協力プロジェクトの進捗が定期的にモニタリングされる
 - バリューチェーンの開発に資する取り組みが検討される
 - 第三国／南南協力のプロジェクト／プログラムが検討される
 - 関係他省庁・組織、他ドナーとの協力関係が強化される

(4) 活動概要

- 農業政策の検討と実施およびモニタリングに関し支援／助言を行う
- 農業分野における日本の協力方針検討に関し支援／助言を行う
- CARD、IFNA、SHEP推進に係る側面支援を行う
- 農業・農業水利整備省に対する定期的な報告を通じ、農業分野における日本の活動に関する理解を促進する
- 日本によるプロジェクト／プログラム及び、資金協力の要請書作成に関する支援／助言を行う
- JICAの協力プロジェクトの終了後の活動を支援する
- 過去のJICA研修参加者の活動を支援する
- 日本の民間セクターとの情報交換・協議を通して協力関係を強化する
- 活動資金に関してアドボカシー活動を行う
- 第三国／南南協力のプロジェクト／プログラムの策定に関して支援／助言を行う
- 他の技術・資金協力ドナーとの協力関係を強化する

(5) 対象地域

本業務従事者はワガドゥグーに拠点を置き、活動範囲は同市内とする。ただし、支援対象とするプロジェクト／プログラムに関してはブルキナファソ全体をカバーする。

(6) カウンターパート機関

農業・農業水利整備省 (MAAH: Ministère de l'agriculture et des Aménagements Hydro-Agricoles)

3. 業務の目的

本業務は、ブルキナファソにおける農業・農村開発政策に係る情報収集・整理、課題分析を行うとともに、実際のプロジェクト／プログラム計画・実施に関する専門的な助言を行うことにより、農業・農業水利整備省の能力を強化することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、2019年8月に提出された要請書に基づき実施するものである。受注者は、「3. 業務の目的」を達成するために、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、進捗に応じ「7. 報告書等」に示す報告書を作成し、先方関係機関ならびに発注者へ説明・協議を行う。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 業務の実施方法

本業務は、複数分野の人材によるシャトル派遣を想定するものであるが、活動の継続性を確保し、政府体制、治安状況等の現地事情や活動状況に合わせた柔軟な対応の検討および実施支援が求められるため、期分けは行わない。コンサルタントは、ブルキナファソの状況及び課題を確認・分析し、業務進捗状況をモニタリングの上、必要に応じて活動計画の修正を検討して発注者に提案する。発注者は提案内容を検討・協議の上、必要な計画変更を行うものとする。

(2) 農業・農業水利整備省及び現地関係者とのラポール形成⁵

本業務のC/Pである農業・農業水利整備省及び各案件の対象州農業局、国民教育・識字・国語推進省、保健省等の関係者とは密なコミュニケーションを通し、特にブルキナファソ側のリーダーシップとオーナーシップを尊重したプロジェクトを形成、促進する。以下の5. (5) のとおり、現在日本人専門家のワガドゥグー市内以外への渡航が制限されているため、遠隔での支援やモニタリングを前提とした技術協力となる。こうした中で、農業・農業水利整備省との連携不足や現状理解に係る齟齬等为避免、円滑に且つ効果的に技術協力プロジェクトを推進するためにも、必要に応じて関係者を集めた打合せを設定するなど十分な対話と確認を行いながら業務を進める。

(3) JICA及び関係者との十分な情報共有

業務の計画、進捗及び結果については、適時JICA経済開発部、JICAブルキナファソ事務所と共有・議論する。業務従事者の出発、帰国の際は、JICA経済開発部と打合せを行い、また現地作業期間中はJICAブルキナファソ事務所と進捗確認を行う。

(4) 他ドナー、民間企業等との連携検討⁶

2019年よりSHEP研修に関するIFADとの連携が開始されており、新しい連携モデルの確立が期待されている。ブルキナファソ農業セクター及び関連分野で活動する他ドナー（国際連合食糧農業機関（FAO）、アフリカ開発銀行、その他財団等を含む）、民間企業等とは適時意見交換を行い、これまでの協力プロジェクトによるアセットと知見の活用及び効果拡大に向けて積極的に連携案の検討を行い、実施に向けた調整を支援する。

(5) 安全対策措置の遵守と情報共有

JICA安全対策措置を遵守し、事前の渡航申請手続きと、現地活動中の行動範囲（日本人専門家の活動はワガドゥグー市内に制限されており、また屋外作業については個別に事前確認が必要）について随時確認の上業務を進める。また、同様の制限の中で推進する各プロジェクトにおける遠隔支援等に関する課題とノウハウ等について情報収集し、農業・農業水利整備省への助言と、発注者への報告に反映する。

⁵ 競争参加者は、C/P機関および関係者とのラポール形成につき現段階で想定する方策についてプロポーザルにて提案すること。

⁶ 競争参加者は、他ドナー、民間企業等との連携検討につき現段階で想定する方策についてプロポーザルにて提案すること。

6. 業務の内容

本業務の内容は以下を想定している⁷。本業務従事者は、ブルキナファソの農業セクターの情報を整理・分析し、ブルキナファソ政府関係機関に政策助言を行うとともに、これまでに実施した技術協力及び推進中の案件の実施支援を行い、また我が国の今後の農業分野における協力の方向性について提案するとともに、具体的な協力案件形成の支援を行う。

(1) 業務計画書の作成

既存案件に係るJICA報告書、他ドナー等が公表する資料・情報を収集・整理し、状況を把握する。業務実施に関する基本方針、実施体制、ならびにスケジュール等を検討し、業務計画書（案）（和文、仏文）をとりまとめ、JICA経済開発部へ提出する。

(2) 第一次現地作業（2021年1月下旬～2021年3月上旬）

なお、②、⑤、⑥については第一次～第九次現地作業を通して実施する共通業務とする。

① 業務計画の確定

現地業務開始時に、JICAブルキナファソ事務所及びブルキナファソ側C/P機関へ業務計画書（案）（和文・仏文）を提出し、協議の上、業務計画の承認を得る。

② 情報収集・整理

農業セクター及び関連分野におけるブルキナファソ政府関係機関の体制、PNDES次フェーズの策定状況や、それに紐づく農業分野の戦略、他ドナーの動向に関する最新情報の収集・整理・更新を行う。また、新型コロナウイルス感染拡大による農業分野への影響について分析する。

③ 省庁間連携の促進と、技術協力プロジェクトの実施支援

2020年度に開始する「農業を通じた栄養改善プロジェクト」の実施を支援する。特に、マルチセクショナルな活動の計画と実施が求められている当該案件において、主実施機関の農業・農業水利整備省内の関係者のみならず、副実施機関である国民教育・識字・国語推進省、保健省の関係者とも友好的関係を築き、農業・農業水利整備省のオーナーシップを醸成するとともに、副実施機関やその他関係者間の意見調整等のために、必要な助言を行う。

また、他省庁（財務省、大統領府、首相府）や開発パートナーとのコーディネーションも視野に入れ、技術協力プロジェクトの円滑な遂行に向けた支援を行う。

④ JICA研修事業への助言

農業セクターに関するJICAの研修事業について、帰国後のフォローアップ及び帰国研修員を中心とした展開案について農業・農業水利整備省と意見交換を行い、具体的な実施方法に関する助言を行う。また、SHEPに係る研修成果拡大に向けたフォローアップ事業の推進支援を実施する。

⑤ 案件形成・立ち上げ支援

上記個別案件の他に、JICAの案件形成・案件立ち上げ及び推進支援として、要

⁷ 競争参加者は、より効果的且つ効率的に本業務の目的を達成する作業方法・期間等があれば、プロポーザルにて提案すること。

請のあった農業・農業水利整備省との協議へ参加し、技術的観点よりコメント・助言を行う。また、同省内におけるプレゼン実施や、案件内容によっては省内の複数局が関連することから、農業省内における調整についても適宜指導・助言を行い、実践を通して行政官の能力強化を図る。なお、案件形成の対象としては、技術協力プロジェクト等の立案のみならず、関連セクターの課題に応じ農業・農業水利整備省内における業務改善等に関する支援・展開方法についても検討し、発注者へ提案する。

⑥ 民間セクターとの連携検討

農業・農村開発セクターにおける民間事業者、研究機関、大学、NGO等の活動、取り組みに関する情報を収集するとともに、面談及び安全対策措置上支障の無い範囲においての視察を通して、優良事例、課題等の情報を整理する。また、民間企業関係者訪問時には②にて整理した情報を提供し、意見交換、助言を行う。さらに、JICAの民間連携スキームの利用に向けた民間企業関係者がある場合には具体的な調査協力や、事業計画策定に向けた連携及び実施体制の検討が促進されるよう助言及び支援を行う。

(3) 第二次現地作業 (2021年3月中旬～2021年5月中旬)

① JICA研修事業のフォローアップ支援

第一次現地作業に引き続き、農業セクターに関するJICAの研修事業について、2020年度参加者を含む帰国研修員との連携を通じたフォローアップ協力の検討・推進及び、特にIFADをはじめとする他ドナー、民間企業等との連携を通じ、研修成果の拡大、普及に向けた新たな取り組みの可能性を検討し提案する。

② 事業モニタリング及び推進に係る助言

ブルキナファソでは各技術協力プロジェクトの推進に際して、合同調整委員会(JCC)が設置されず、ブルキナファソ政府が定めるレビュー委員会が開催されるため、プロジェクト毎にJCCの代替等モニタリング方法を検討して進めている。農業・農村開発政策アドバイザーは「ゴマ生産支援プロジェクト」、「ブルキナファソ産リン鉱石を用いた施肥栽培促進モデル構築プロジェクト」及び「農業を通じた栄養改善プロジェクト」の各プロジェクトの準備委員会、レビュー委員会(本渡航期間内の開催分)や、関連する会合へ参加するとともに、積極的に各プロジェクトの専門家との面談を実施し、要すれば推進に係る専門的、技術的な助言を行う。

③ 新規要請に係る検討支援

2022年度向けの新規要請案の検討支援として、農業・農業水利整備省の課題分析を支援する。情報収集・分析(対象州・地域の検討において地方事務所へコンタクトし現状を把握する、統計局から情報を入手し分析する等)に係る各プロセスにおいては、技術的、専門的な指導と助言を行い、行政官の分析能力、案件立案能力の強化を図る。また、想定される実施体制や留意事項等についてとりまとめ、農業・農業水利整備省へ助言する。

(4) 第三次現地作業 (2021年6月上旬～2021年7月中旬)

① 灌漑区再活性に係るプロジェクト推進支援

「中央南部州における灌漑区再活性プロジェクト(予定)」の推進に際し、必要な関係者調整支援及び協議の事前準備に係る支援と助言を行う。本プロジェクトは、ワガドゥグー市内以外への日本人専門家の渡航が制限されている現

状を鑑み、第三国研修及び本邦研修を中心とした技術協力プロジェクトとして検討中であるが、対象地域の調査等においては、農業・農業水利整備省及び関係当局の技術者のみでの確認作業等が想定されるため、準備、記録、情報共有方法等について慎重に検討する必要がある。こうした中で、農業・農業水利整備省の実施体制の確立や関係者の積極的な関与を引き出すべく、最新状況の確認、情報整理について必要に応じて農業・農業水利整備省とプロジェクト専門家との円滑なコミュニケーションを支援する。

② SHEPに係るJICA研修事業のフォローアップ支援

第二次現地作業に引き続き、研修成果拡大に向けたフォローアップ事業の推進支援を行う。特に遠隔地における研修実施計画・実施にあたっては、農業・農業水利整備省及び地方担当局とJICAブルキナファソ事務所の調整を支援する。また、ブルキナファソ側のリーダーシップが十分発揮され、オーナーシップが醸成されるよう、今後の活動展開に関する期待や適切な実施方法等についてヒアリングするとともに、事業展開について協議する中で農業・農業水利整備省のプログラム形成能力の強化を図るとともに、要すれば技術的な助言を行う。

(5) 第四次現地作業 (2021年10月上旬～2021年12月上旬)

① 事業モニタリング及び推進に係る助言

既存案件のレビュー委員会及び関連会合（本渡航期間内の開催分）へ参加するとともに、積極的に各プロジェクトの専門家との面談を実施し、要すれば推進に係る専門的、技術的な助言を行う。また、各プロジェクト間の連携によりさらなる効果が見込める場合は、連携案を検討し発注者への提案を行うこと。

② プロジェクト終了後のフォローアップ

「ゴマ生産支援プロジェクト」（2021年3月完了見込）の終了後支援及び、活動継続に向けた助言を行う。本プロジェクトにおいては、地方州における研修・モニタリングの実施を行っているため、連携方法については特に実態を確認するとともに、課題や有益なノウハウについては他プロジェクトへの助言や新規案件検討へも適宜反映する。

(6) 業務進捗報告書の作成

第一次～第四次現地作業につき、業務進捗報告書（案）（和文、仏文）を取りまとめ、JICA経済開発部に提出し、質疑及び協議・確認の上最終化する。

(7) 第五次現地作業 (2022年1月中旬～2022年2月下旬)

① 省庁間連携の促進と技術協力プロジェクトの実施支援

「農業を通じた栄養改善プロジェクト」の推進にあたり、農業・農業水利整備省と他の関係省庁との良好な関係の維持と、農業・農業水利整備省のオーナーシップの醸成に寄与するための助言と意見調整を行う。

② SHEP研修事業の計画・実施支援

農業・農業水利整備省及び地方担当局とJICAブルキナファソ事務所との協議・調整を支援するとともに、①のプロジェクトとの連携による効果の拡大、及び他ドナーとの連携を含む事業展開について検討し、実施計画について提案を行う。

(8) 第六次現地作業 (2022年3月中旬～2022年4月下旬)

① 事業モニタリング及び推進に係る助言

既存案件のレビュー委員会及び関連解剖(本渡航期間内の開催分)へ参加するとともに、積極的に各プロジェクトの専門家との面談を実施し、要すれば推進に係る専門的、技術的な助言を行う。また、各プロジェクト間の連携によりさらなる効果が見込める場合は、連携案を検討し発注者への提案を行うこと。

② 新規要請に係る検討支援

2023年度向けの新規要請案の検討に向け、想定される実施体制や留意事項等についてとりまとめ、農業・農業水利整備省へ助言する。マルチセクトラルアプローチが必要となる場合には、他案件の進捗に伴い把握した好事例や課題を踏まえ、必要に応じ関係者間での会合やワークショップの開催を促し、課題及び案件への理解促進を図る。また、課題分析に際しては、引き続き農業・農業水利整備省及び関係者を支援する形で推進し、情報収集・分析に係る各プロセスにおいて、技術的、専門的な指導と助言を行い、行政官の分析能力、案件立案能力の強化を図る。

(9) 第七次現地作業 (2022年5月下旬～2022年7月上旬)

① 協力プログラム検討

2023年度要望調査に向けた協力プログラム(案)を検討する。また、想定される実施体制や留意事項等についてとりまとめる。

② 新規要請に係る検討支援

(8)②に引き続き、要請書作成支援を実施する。農業・農業水利整備省内部の調整に加え、事業実施に関連する可能性のある他省庁等との事前調整についても必要な助言と支援を行う。

(10) 第八次現地作業 (2022年8月上旬～2022年10月上旬)

① 事業モニタリング及び推進に係る助言

既存案件のレビュー委員会及び関連会合(本渡航期間内の開催分)へ参加するとともに、積極的に各プロジェクトの専門家との面談を実施し、要すれば推進に係る専門的、技術的な助言を行う。各プロジェクト間の連携によりさらなる効果が見込める場合は、連携案を検討し発注者への提案を行うこと。

② 案件の次期展開検討支援

「ブルキナファソ産リン鉱石を用いた施肥栽培促進モデル構築プロジェクト」(2022年5月完了予定)における研究成果の活用、展開検討を支援する。国営肥料プラント等を含む関係者とのバリューチェーン確立等、プロジェクト推進中の展開案についての継続検討ができる体制と関係者間の合意形成について支援を行う。

③ 新規要請に係る検討支援

(9)②に引き続き、要請書を作成支援する。この段階では、担当者による要請書の執筆能力の強化を目指し、要請書の最終化に係る助言と指導を行う。

(11) 第九次現地作業 (2022年11月上旬～2022年12月上旬)

① プロジェクトレビュー及び政策に係る助言

第一次～第八次現地作業において調整・支援した協力プロジェクト及び計画中の案件に関し、課題、成果、及びステークホルダーの最終整理を行う。農業・

農業水利省に向けては各スキームの活用や、要請に係るアドバイスを取りまとめ報告する。

② 新規要請に係る検討支援

(10) ③に引き続き、要請書作成を支援する。策定された要請書の確認作業及び、必要に応じて専門的な助言を行う。

(12) 業務完了報告書作成・提出(2022年12月)

業務結果を業務完了報告書(案)(和文、仏文)に取り纏め、JICAブルキナファソ事務所、JICA経済開発部に確認の上、最終化し、農業・農業水利整備省及びJICAに報告・提出する。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は業務進捗報告書及び業務完了報告書とする。

レポート名	提出時期	
業務計画書(和、仏)	2021年1月下旬	各3部
業務進捗報告書(和、仏)	2021年12月中旬	CD-R:2枚
業務完了報告書(和、仏)	2022年12月中旬	CD-R:2枚

いずれも電子データでの提出とする。電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目(案)は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAと受注者で協議、確認する。

ア) 業務計画書記載項目(案)

- a) 事業の概要(背景・経緯・目的)
- b) 事業実施の基本方針
- c) 事業実施の具体的方法
- d) 事業実施体制
- e) 各専門家のTOR
- f) 業務フローチャート
- g) 年度別活動方針及び活動方法
- h) 要員計画
- i) 先方実施機関便宜供与負担事項
- j) その他必要事項

イ) 業務進捗報告書(案)

- a) 事業の概要(背景・経緯・目的)
- b) 活動内容(業務フローチャートに沿って記述)
- c) 事業実施運営上の課題・工夫・教訓(業務実施方法、運営体制等)
- d) 期待される成果に対する中間達成度
- e) 期待される成果達成に向けての提言
- f) 次期活動計画

添付資料

- ① TOR
- ② 業務フローチャート
- ③ 詳細活動計画
- ④ 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ⑤ 議事録等
- ⑥ その他活動実績

ウ) 業務完了報告書記載項目（案）

- a) 事業の概要（背景・経緯・目的）
- b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- c) 事業実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- d) 成果の達成度
- e) 今後の協力に向けての提言

（2）専門家業務従事月報

国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、月次の業務報告を作成し、当機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したもの、議事録等についても適宜添付の上、発注者に報告する。また、業務従事月報に限らず発注者から報告の依頼があった場合には、都度簡易な報告資料を作成し、提出すること。

以上

第4 契約の条件

1. 業務工程

本件に係る業務工程は2021年2月上旬から第一回派遣を開始し、2022年12月上旬に最終派遣を終了することを予定している。なお、業務工程実施に係る契約期間は全業務工程期間を通じた複数年度契約を想定している。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

全体期間：2021年1月中旬から2023年1月下旬まで

業務M/M：国内 1.55M/M、現地 14.50M/M、合計 16.05M/M

業務日数：以下のとおり、2名の専門家で合計9回の渡航を想定。

第一次 国内準備3日、現地業務45日、国内整理作業1日

第二次 国内準備2日、現地業務60日、国内整理作業1日

第三次 国内準備2日、現地業務45日、国内整理作業1日

第四次 国内準備2日、現地業務60日、国内整理作業2日

第五次 国内準備2日、現地業務45日、国内整理作業1日

第六次 国内準備2日、現地業務60日、国内整理作業1日

第七次 国内準備2日、現地業務45日、国内整理作業1日

第八次 国内準備2日、現地業務45日、国内整理作業1日

第九次 国内準備2日、現地業務30日、国内整理作業3日

ただし、2020年7月時点では、新型コロナウイルス感染拡大防止のためブルキナファソ入国後14日間の隔離が必要となる。最新のブルキナファソ入国時条件を確認の上、現地業務日数を検討し提案することとする。

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

① 業務主任者／農業政策（3号）

② マルチセクター連携／事業モニタリング（3号）

3. 相手国の便宜供与

(1) C/Pの配置

(2) 執務スペースの提供

4. 配布資料

(1) 要請書（写）

(2) 先行案件「農業・農村開発政策アドバイザー」第1次～第3次現地活動報告書

(3) 「大豆バリューチェーン強化 個別専門家」業務完了報告書

5. 公開資料

以下の報告書はJICA図書館よりダウンロードが可能。

(1) 「ブルキナファソ国 市場志向型農産品振興マスタープラン策定プロジェクトファイナルレポート」（2015年7月）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000023648.html>

- (2) 「ブルキナファソ ゴマ生産支援プロジェクト終了時評価報告書」 (2019年10月)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000042485.html>

- (3) 「ブルキナファソ国 全国低湿地開発計画策定プロジェクトファイナルレポート」 (2019年4月)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000040842.html>

6. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録する。最新のJICA安全対策措置を確認・遵守するとともに、現地作業期間中は安全管理に十分留意する。事前に渡航申請を行うとともに、当地の治安状況については、JICAブルキナファソ事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とする。尚、2020年8月現在、日本人専門家のワガドゥグー市外への渡航は禁止されており、また現地傭人のワガドゥグー市外への渡航に関しては、個別にJICA安全管理部長の承認が必要となる。JICAブルキナファソ事務所と十分協力し、必要な情報収集を実施した上で、日本人専門家、現地傭上人の活動とも時間に余裕を持って業務計画を立てること。

(3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上